

令和 2 年第 1 4 回庁議提案 **審議**・報告・その他
 提出 日：令和 2 年 1 0 月 2 8 日
 担当部・課：建設部河川港湾課〔内線 5 6 0 7〕

① 件 名								
石巻市南浜マリーナの指定管理者の指定について								
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）								
<p>【背景】 東日本大震災以前の旧北上川河口部には、約 3 7 0 隻の長期係留船舶が確認されており、震災により、それらが市街地に流出し被害を拡大させたが、今もなお 5 0 隻程度の長期係留船舶が確認されている。 現在、集約施設（マリーナ）の整備を進めており、令和 3 年 4 月の供用開始を予定している。</p> <p>【目的】 本施設の管理・運営について効果的かつ効率的に運営するため、指定管理者を指定するもの。</p>								
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性								
<p>【根拠法令】 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 2 1 号） 石巻市指定管理者制度導入基本方針（平成 1 7 年 1 0 月策定） 石巻市南浜マリーナ条例（令和 2 年条例第 5 0 号） [総合計画との整合性 総合計画の位置付：有・無] [石巻市震災復興基本計画] 第 3 章 施策の展開 施策大綱 3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる 4 地域資源を活かす</p>								
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）								
<table border="0"> <tr> <td>令和 2 年 4 月</td> <td>令和 2 年度第 2 回庁議に南浜マリーナの設置について付議</td> </tr> <tr> <td>6 月</td> <td>石巻市南浜マリーナ条例制定</td> </tr> <tr> <td>9 月</td> <td>指定管理者募集要項の告示 説明会及び現地説明会の開催 第 1 回指定管理者候補者選定委員会の開催</td> </tr> <tr> <td>1 0 月</td> <td>申込締切（1 団体から申請） 第 2 回指定管理者候補者選定委員会の開催 候補者の選定</td> </tr> </table>	令和 2 年 4 月	令和 2 年度第 2 回庁議に南浜マリーナの設置について付議	6 月	石巻市南浜マリーナ条例制定	9 月	指定管理者募集要項の告示 説明会及び現地説明会の開催 第 1 回指定管理者候補者選定委員会の開催	1 0 月	申込締切（1 団体から申請） 第 2 回指定管理者候補者選定委員会の開催 候補者の選定
令和 2 年 4 月	令和 2 年度第 2 回庁議に南浜マリーナの設置について付議							
6 月	石巻市南浜マリーナ条例制定							
9 月	指定管理者募集要項の告示 説明会及び現地説明会の開催 第 1 回指定管理者候補者選定委員会の開催							
1 0 月	申込締切（1 団体から申請） 第 2 回指定管理者候補者選定委員会の開催 候補者の選定							
⑤ 主な内容								
<p>石巻市南浜マリーナ指定管理者を下記のとおり指定する。</p> <p>1 施設概要等</p> <p>(1) 所在地 石巻市南浜町一丁目 1 4 3 番 8 号</p> <p>(2) 施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積：約 1 8, 0 0 0 m² ・陸上保管隻数：1 3 0 隻 ・水面係留隻数：3 0 隻 ・駐車場：8 3 台 ・管理棟（クラブハウス）：鉄骨造 1 階建、延床面積 約 8 5 m² （事務室、多目的室、トイレ、シャワー、更衣室） ・作業棟（修理工場）：鉄骨造 1 階建、延床面積 約 1 2 8 m² ・上下架施設（固定式クレーン） ・水面係留施設 								

2 指定管理者候補者及び選定方法

- (1) 選定候補者 株式会社野村モータース 代表取締役 野村 和宏
石巻市不動町2丁目16番1号
- (2) 選定方法 7名による石巻市南浜マリーナ指定管理者候補者選定委員会を設置し、申請者から提出された申請書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、採点方式により指定管理者候補を選定した。なお、申請者については、配点合計の2分の1以上の点数を獲得したため、指定管理者候補者として適格と判断した。

3 指定期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

マリーナの管理・運営にあたり民間事業者の経営能力や高度な技術を活用することにより、行政サービスの向上と経費の削減が図られる。

【市財政への負担】

債務負担行為 期 間：令和3年度から令和5年度まで
限度額：指定管理者と締結する基本協定書に基づく指定管理料

※概算の指定管理料（一般財源）

年 度	指定管理料
令和3年度	20,000千円
令和4年度	17,000千円
令和5年度	13,000千円
合 計	50,000千円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び指定管理料の債務負担行為の一般会計補正予算について提案

3年 1月 石巻市南浜マリーナ条例施行規則制定

3月 石巻市南浜マリーナ竣工
指定管理者と基本協定締結

4月 石巻市南浜マリーナ供用開始
指定管理者と年度協定締結、指定管理者による管理・運営開始

⑨ その他